

当社による労働者派遣事業における情報について【お知らせ】

労働者派遣法第23条第5項（同法施工規則第18条の2）に基づき当社の労働者派遣事業に関する以下の事項についてお知らせします。

令和7年 10月 1日現在

①派遣労働者数

1 人

②労働者派遣の役務の提供を受けたものの数

事業所件数 1 社

③労働者派遣に関する料金の額の平均額

31,250 円

④派遣労働者の賃金の額の平均額

17,878 円

⑤マージン率等の情報公開

42.8 %

⑥派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

○キャリア・コンサルティングの相談窓口担当者
担当： 代表取締役 淡路 義和

○教育訓練
(キャリアアップに資する内容)

訓練項目	訓練の内容等
1. 入職時教育	派遣社員としての基礎
2. 基礎研修	専門分野に対する基礎知識
3. 応用研修	専門分野に対する応用知識
4. リーダー研修	リーダーになるための基礎

○派遣労働者等の福祉の増進
派遣労働者の希望や能力、経験、就業期間・時間・場所等適正に応じた就業の機会及び教育訓練の機会の確保等
賃金、労働時間、安全衛生等の労働条件の向上、社会・労働保険の適用促進

⑦法第30条の4第1項の労使協定

○協定対象労働者の範囲
派遣先でシステム開発業務に従事する従業員

○協定の有効期間
令和8年9月30日